

高等学校等就学支援金／高校生等臨時支援金の申請について

～申請いただかないと、授業料の支払いが必要となります！～

◆ 制度概要

- ◇ 高等学校等就学支援金を申請し、認定になれば授業料の支払いが不要となります。
- ◇ 令和7年度は、授業料支援の対象者の範囲が広がり、**高等学校等就学支援金を申請した結果、不認定と判定された場合には高校生等臨時支援金の対象となり、授業料の支払いが不要となります。**

※ 高校生等臨時支援金を受給するには、高等学校等就学支援金の手続き時に、認定情報等を高校生等臨時支援金の認定事務で利用することへの同意や、支給を受けるための意向登録が必要となります。

- ◇ 計算式（保護者（親権者）全員）で算出した額により、支給される支援金が異なります。

●高等学校等就学支援金：30万4,200円（年収約910万円）未満の世帯

●高校生等臨時支援金：30万4,200円（年収約910万円）以上の世帯

【計算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額



※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算

※ 就学支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（令和7年7月～令和8年6月分について、平成21年1月2日～4月1日生まれの生徒が対象）は、保護者等の課税標準額から33万円を控除した金額を用いて算定基準額を算出

【令和7年度の高校授業料無償化のイメージ】

申請いただかないと授業料の支払いが必要となります。

就学支援金の申請

認定

就学支援金の対象

不認定

臨時支援金の対象

授業料の支払不要

◆ 提出書類

- ◇ 学校の事務室へ、「就学支援金確認票」を 7月11日 までに提出してください。

◆ 申請方法

- ◇ インターネットから[高等学校等就学支援金オンライン申請システム（e-Shien）](#)にログインし、申請を行ってください（オンライン申請の方法は、別添の資料を参照してください。）

申請期間：7月1日（火）～11日（金）

- ◇ この申請期間以前は、e-Shien から申請が行えない場合があります。
- ◇ マイナポータルとの連携により申請される方は、マイナポータルに税額の情報が反映される7月1日以降に申請をしてください。
- ◇ ログインID及びパスワードは入学手続の際に配付したログインID通知書に記載されています。

※ 申請できない場合や、ID・パスワードがわからない場合、学校事務室までご連絡ください。

◆ 手続きの流れ

高等学校等就学支援金オンライン申請システム (e-Shien)

令和7年7月～
令和8年6月分

 学校から配付されたID・パスワードによりログイン

【意向登録】

支給を希望してください。

【生徒情報の確認】 表示内容に間違いがないか確認

【保護者情報の入力】 「氏名」、「生年月日」、「続柄」等を登録

【審査に必要な収入状況の登録】 ①または②

① 個人番号カードを使用して自己情報を提出する (マイナポータル連携) 
「マイナンバーカード」をお持ちの方は、マイナンバーの入力にかえて、スマートフォンでマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから「課税情報等」をe-Shienに登録して申請することができます。

マイナポータル連携を利用するため必要なもの
○マイナンバーカード ○スマートフォン※1 またはパソコン※2 ○マイナポータルアプリのインストール
※1 対応機種である必要があります
※2 カードリーダライタが必要です

② 個人番号を入力する
「マイナンバー」、「課税地」の入力

【臨時支援金の意向登録及び同意】

支給の希望及び記載内容を確認の上、同意してください。

就学支援金審査
審査は申請から3か月程度時間を要します。

対象となった方
(就学支援金が支給されます)

対象とならなかった方
(臨時支援金が支給されます)

実際に手元に支給されるものでなく、授業料の支払いが不要になります。

審査完了メール [e-mail]

審査結果通知 [郵送 

- ※ 意向登録で誤って「希望しない」を選択した場合は、学校へお問い合わせください。
- ※ 審査が完了したお知らせがe-Shienに登録したメールアドレスに届きます。審査結果はe-Shienにログインすることで確認することができます。また、審査結果は別途郵送する通知でもご確認いただけます。
- ※ e-Shienで確認できる審査結果は就学支援金に関する結果となります。臨時支援金の認定については別途郵送する通知でご確認ください。
- ※ 申請した時点では申請受付完了メールは届きません。

◆ 高等学校等就学支援金の受給審査

- ◇ 7月から翌年6月の1年間を審査対象期間とし、令和7年度の住民税額（令和6年1月～12月所得）で審査します。
- ◇ 登録されたマイナンバーを使って住民税額の確認ができない場合、学校から該当年度の課税証明書等の提出を求められる場合があります。

◆ よくあるお問い合わせ



Q 1 所得制限はなくなったのに申請が必要なの？

A 1 令和7年度は、就学支援金の所得制限で不認定となる生徒に対して、臨時支援金を支給します。
このため、住民税額を確認してどちらかの支援金を支給するか判断するためには、申請が必要となります。



Q 2 マイナンバーカードを作っていないません。申請できませんか？

A 2 マイナンバーカードを作っていないなくても、マイナンバーがわかっていては申請できます。マイナンバー（個人番号）は、いずれかで確認できます。
「個人番号カード（マイナンバーカード）」
「個人番号（マイナンバー）が記載された住民票」
「個人番号（マイナンバー）が記載された住民票記載事項証明書」



Q 3 オンライン申請したいのですが、e-Shien の操作がうまくいきません。

A 3 e-Shien にはチャットボット機能も備わっていますのでご活用ください。
e-Shien ログイン画面の、「チャットで質問をする」をクリックして質問してください。



Q 4 オンライン申請しましたが、申請できているか確認できますか？

A 4 e-Shien にログインし、認定状況の審査状況が「審査中」と表示されているたら、申請ができます。



Q 5 オンライン申請以外の方法で申請できますか。

A 5 申請用紙を使って申請することも可能です。
ご希望の方は学校の事務室に申し出てください。



◆ 次の場合は学校の事務室に必ず連絡してください

- ◇ 保護者（親権者）に変更があった場合
- ◇ 住所に変更がある場合
別途、手続きが必要となります。